

EU の新貿易・投資戦略

「万人のための貿易」の概要

2015 年 12 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

欧州委員会は 2015 年 10 月、新たな貿易・投資戦略「万人のための貿易」¹を発表した。この戦略は今後、数年間の EU の貿易政策の方針を示した文書であり、昨今の貿易投資交渉への懸念の高まりを受けて、全ての利害関係者への配慮を打ち出した点が特徴だ。

本報告書の第 I 章では、新戦略全体の概略を紹介する。ただし、高い関心を集めている自由貿易協定（FTA）と規制協力、中小企業、投資家対国家の紛争解決（ISDS）、および、食品安全・検疫基準の 5 項目については、第 II 章でまとめる。

目 次

I.新貿易・投資戦略の概要	1
1. 成長と雇用創出の原動力としての貿易	1
2. 世界経済の新たな現実への対応に向けた、貿易政策の課題	2
3. 透明性の改善	4
4. (ヨーロッパ的な) 価値に基づく貿易・投資政策	5
5. グローバル化の中での通商交渉	6
II. 新貿易・投資戦略における主要テーマに関する議論	9
1. 自由貿易協定（FTA）	9
2. 規制協力	15
3. 中小企業への配慮	17
4. 投資への新たなアプローチの推進（投資家対国家の紛争解決）	18
5. 食品安全・検疫基準（衛生植物検疫措置）	19

【免責事項】

本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。 禁無断転載

¹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/october/tradoc_153846.pdf

I. 新貿易・投資戦略の概要

1. 成長と雇用創出の原動力としての貿易

(1) EU における貿易の役割

欧州委員会の新貿易・投資戦略「万人のための貿易」は、近年の経済危機の文脈における貿易の重要性を強調している。貿易が域内の内需低迷による景気後退を緩和したことに加え、貿易により、加盟国の財政負担を増やさずに、経済成長を実現できると期待されるからだ。さらに、今後、10～15年間、EU 域内よりも域外での経済成長が期待されることから、EU にとって貿易の重要性は一層、高まると予想している。

貿易は、EU の雇用にも大きな影響を及ぼす。欧州委員会によると、域外向けの輸出は、域内の雇用の約7分の1に相当する、3,000万人分以上の雇用を支えている。また、60万社以上の中小企業が、EU の対域外輸出の約3分の1を担い、600万人を雇用している。

構造改革が進む産業分野においても、輸出は重要だ。例えば、欧州委員会は、EU の共通農業政策により段階的に構造改革が進められてきた農業・食品産業は、市場指向型になり、国際競争力を高め、新たな市場機会に対応できるとしている。

一方、欧州委員会は輸入の重要性も指摘している。EU は域外からの輸入や投資に市場を開放することで、生産性の向上や民間投資の誘致を進めている。その結果、イノベーションや新技術、質の高い研究開発だけでなく、消費者に安価で多様な製品の選択肢がもたらされた。また、原材料価格の低下と選択肢の拡大は、EU 企業の域内外での競争力強化に貢献している。

一般的に、グローバル・バリューチェーンの発展は、輸入と輸出の相互依存を強める。EU も、エネルギーや原材料だけでなく、材料や部品、そして機械などの資本財を域外からの輸入にも依存しており、これらはEU の全輸入の約80%を占めている。

EU はまた、世界有数の外国直接投資（FDI）の投資元・投資先でもある。投資の流れは欧州企業の競争力を強化し、域内で雇用を創出し、EU 経済をグローバル・バリューチェーンに接続している。

欧州委員会によると、今世紀に入ってから全世界の商品の輸出全体に占めるEU の割合は、中国の台頭にもかかわらず、15%程度で推移しており、EU 企業はグローバル市場で高い競争力を示している。従って、国際貿易へのより積極的な取り組みは、EU にさらなる利益をもたらすと考えられる。

(2) EU の貿易振興策

欧州委員会は EU の貿易振興を目的に、世界貿易機関（WTO）を通じた多角的貿易交渉を補完する形で、野心的な二国間自由貿易協定（FTA）の交渉や締結を進めている。FTA が EU の貿易に占める割合は 10 年前には 4 分の 1 だったが、現在は 3 分の 1 以上に上り、目下交渉中の FTA が全て締結されれば、3 分の 2 に達すると試算している。

欧州委員会は、EU が目指す新世代の FTA と、その効果を示す典型例として韓国との FTA を挙げている。同 FTA は、ほぼ 99%の関税の撤廃と、非関税障壁への取り組みを含む野心的な協定で、米国と韓国の FTA よりも踏み込んだ内容となっている。EU・韓国 FTA の暫定適用開始から 4 年間で、EU から韓国向けの商品の輸出は 55%増加し、特に自動車の輸出は 3 倍以上に急増した。韓国との貿易収支は赤字から黒字に転じ、韓国の輸入に占める EU のシェアは 9%から 13%に拡大した。

しかし、貿易政策が効果を発揮するためには、域内の改革が不可欠だ。構造改革や行政手続きの簡素化、インフラや研究開発（R&D）への投資が伴わなければ、市場開放から利益を得ることはできない。「欧州戦略投資基金（EFSI）」²はこうした改革を EU レベルで推進し、中小企業をはじめとする欧州企業の競争力を強化することを目指している。また、加盟国における構造改革が貿易を促進することも、近年の経験から明らかになった。

2. 世界経済の新たな現実への対応に向けた、貿易政策の課題

(1) グローバル・バリューチェーンへの対応

バリューチェーンのグローバル化により、貿易政策においては、関税撤廃の交渉だけではなく、政府調達や競争などの問題を含む、より総合的なアプローチが要求されるようになった。グローバル・バリューチェーンの中で EU が地位を維持するための課題として、欧州委員会は次を挙げている。

■サービス貿易の促進

サービスは、EU の GDP や雇用の約 70%を占めており、国際貿易でもその割合は拡大している。また、近年、サービスが、商品の製造プロセスに組み込まれる傾向が著しく拡大している。

² http://ec.europa.eu/priorities/jobs-growth-investment/plan/efsi/index_en.htm

そのため、従来の通商交渉のように、商品とサービスを別途に扱うのではなく、両方の自由化を同時に進める必要がある。また、サービス事業者は外国市場に参入して、現地の新たな顧客にサービスを提供するため、サービス貿易の自由化と並行して、投資の自由化も交渉する必要がある。

EU は新サービス貿易協定 (TiSA) 交渉などを通じてこうした取り組みを進めている。ただし、欧州委員会は、通商協定により、政府が水道や教育、医療、社会保障などの重要な公共サービスを提供・援助・規制し、政策変更を行う権限が侵害されるべきではないと強調している。

■デジタル貿易の促進

デジタル革命は国境や地理的距離を超えて、世界の経済・社会に多大な影響を及ぼしている。貿易面では、グローバルな e コマース市場を通じて、EU の中小企業や消費者ともに、恩恵もたらされる可能性がある。その一方、消費者保護や個人データ保護については、新たな懸念も発生している。また、デジタル経済の発展に伴い、新たな貿易障壁への対策も必要になった。さらに、EU 企業の競争力の維持には、国境を超えたデータの自由な移動が重要だ。

EU 内では「デジタル単一市場 (DSM) 」³がデジタル経済に関する多くの問題の解決策となるが、EU 域外では不透明なルールや、政府の干渉、データの所在と保存に関する不当な要件などに直面するリスクがある。規制協力や相互承認、標準調和などが、こうしたデジタル経済の課題に取り組む有効な方法となる。欧州委員会は、FTA や TiSA 交渉を通じて、e コマースや国境を超えたデータの移動などに関する国際的なルールの整備を促し、「デジタル保護主義」対策に取り組む。

■人材の移動の支援

国際的なビジネスの展開では、労働者の一時的な移動が不可欠になっており、特にサービス業における経済的な潜在性も大きい。しかし、国境を超える労働者の移動に対する制約は多く、貿易・投資協定の効果を減じる可能性もある。こうした問題を解決するため、欧州委員会は、貿易・投資協定に、人材の移動を支援する条項の導入に向けた交渉を行うとしている。

■税関の効率的な運営

貿易の促進や、EU と加盟国の金融・経済的な利益の保護、貿易ルールの順守には、国境を越えたサプライチェーンにおける物流の効果的な管理が欠かせない。税関当局は、世界貿易の発展に伴う様々なリスクを管理し、最小化しなければならない。欧州委員会は、税関の相互行政支援の効果的な活用や、認可事業者 (AEO) 制度の利用を促進する。

³ <http://ec.europa.eu/priorities/digital-single-market/>

■エネルギーと原材料へのアクセス

EU の輸入資源に対する依存度を考慮すると、エネルギーと原材料のアクセス確保は EU の競争力にとって死活問題である。通商協定において、不当差別の禁止や、現地調達率への取り組み、国営企業に関する規定などを導入することにより、各国の天然資源に関する主権や環境保護政策を侵害することなく、エネルギーと原材料へのアクセスを改善することが可能となる。欧州委員会は全ての通商協定で、エネルギーと原材料へのアクセスに関する規定を盛り込むことを提案する。

■イノベーションの保護

R&D やデザインなどのイノベーションは、EU の雇用の約 3 分の 1、輸出の約 90%をもたらしており、バリューチェーンに欠かすことができない。しかし、EU 域外の第三国では、知的財産権が十分に保護されておらず、強制的な技術移転の対象となる場合もある。特に、中小企業にとってリスクが大きい。EU の貿易政策は、特許や商標、著作権、デザイン、地理的表示、企業機密など、全ての知的財産権を保護し、イノベーションを支援する必要がある。

欧州委員会は、FTA や WTO の枠組みにおいて知的財産権の保護と執行を強化し、不正の防止に向けてパートナー諸国と協力する。また、後発開発途上国（LDC）における医薬品へのアクセスの改善に取り組む。

3. 透明性の改善

貿易政策の透明性の改善も極めて今日的な課題となっている。これには複数の要因がある。

- 最近の通商交渉、特に米国との包括的な貿易投資協定（TTIP）の、規制問題に関する交渉内容が、EU の社会・規制モデルを脅かすのではないかと懸念が生じた。
- 2009 年 12 月に発効したリスボン条約により、投資保護と紛争処理に関する権限が EU に付与されたが、それ以前に加盟国が実施していた投資保護措置が、新体制と矛盾しないかという論議が起きた。
- 消費者が輸入品の生産地における社会や環境、人権問題について情報を得て、懸念を表明するようになった。
- FTA が、直接の締結国ではない第三国、特に LDC に及ぼす影響に関心が高まった。

こうした懸念を受け止めて、欧州委員会は、欧州議会や EU 閣僚理事会、加盟国、市民社会と、通商交渉に関する対話や協調を強化する。また、通商交渉の方針や合意内容について、インター

ネットなどで情報を開示し、透明性の強化に努めるとともに、閣僚理事会に対して、FTA 交渉指令の開示を呼びかける。

4. (ヨーロッパ的な) 価値に基づく貿易・投資政策

(1) 市民の期待に応える、規制と投資への責任あるアプローチ

■グローバル経済における消費者の製品への信頼

本項目については第 II 章 (P.16) で詳述する。

■投資への新たなアプローチの推進 (投資家対国家の紛争解決)

本項目については第 II 章 (P.18) で詳述する。

(2) 持続可能な発展と人権、良い統治 (グッド・ガバナンス) の促進

リスボン条約など EU の基礎をなす条約は、持続可能な発展や、人権、グッド・ガバナンス (良い統治) など、EU が擁護する価値を促進することを求めている。欧州委員会は、これら (ヨーロッパ的な) 価値の促進に向けて、貿易・投資政策も、その他の EU の対外政策と協調する必要があるとしている。

■開発途上国への支援

EU は貿易政策を利用して開発途上国の発展を支援している。EU は 2001 年に LDC を対象に、武器以外のすべての製品の輸入関税を無税とし、輸入割り当ても行わない「武器以外のすべて (EBA)」制度を導入。また、開発途上国の地域・世界のバリューチェーンへの統合を促進するため、一般特惠関税制度 (GSP) の原産地規則を緩和した。

EU は 2018 年までに、持続可能な開発や人権に関する国際条約への批准などを条件に、GSP よりも多くの恩恵が受けられる「GSP プラス」の成果の評価を行う。

■持続可能な開発の促進

EU は GSP プラスを通じて、人権や持続可能な開発、グッド・ガバナンスに対するインセンティブと支援を提供している。また、EU は WTO 加盟 16 カ国と、環境配慮型技術の貿易推進

に向けた「環境物品協定（EGA）」の交渉にも取り組んでいる。さらに、最近の EU の FTA には、必ず貿易と持続可能な発展に関する条項が盛り込まれている。

■責任あるサプライチェーン管理

EU はすでに、バングラデシュの繊維産業における労働条件を改善するための「持続可能性コンパクト」など、特定国を対象とするイニシアチブに加え、紛争鉱物や違法伐採、バイオ燃料の持続可能性基準などの分野で取り組みを行っている。サプライチェーン管理の改善に向けて、欧州委員会は国連機関や国際労働機関（ILO）、OECD の活動への支援と協調を行う。

■公平で倫理的な貿易制度の促進

公平かつ倫理的な貿易の促進は、EU 域内の消費者の要望に応じるものであるとともに、域外の第三国の小規模事業者にも持続可能な貿易の可能性を開くものだ。欧州委員会は、FTA の適用、開発途上国の貿易関連能力の向上を目的とする WTO の「貿易のための援助（AfT）」の次回レビューにおける公平で倫理的な貿易制度への取り組みの強化、また、国際団体の活動への支援などを通じて、公平で倫理的な貿易を支援する。

■人権の促進と保護

通商協定は第三国における人権保護を支援する手段ともなり得る。EU は二国間 FTA や、GSP プラスなど片務的な特惠制度などに、人権保護策を組み込んでいる。欧州委員会は、GSP および GSP プラス、EBA などの特惠制度、児童労働の根絶に向けた国際的な取り組みへの貢献などを通じて、人権の促進と保護を図る。

■腐敗対策とグッド・ガバナンスの推進

貿易政策は、規制や公共調達等の透明性の改善、税関手続きの簡素化などを通じて、腐敗対策と良い統治にも貢献できる。また、GSP プラスもグッド・ガバナンスを推進する国を優先的な受益国としている。欧州委員会は FTA を、相手国の法制度やガバナンスの改革を監視するためにも利用する。

5. グローバル化の中での通商交渉

欧州委員会は、貿易の潜在性を完全に引き出すには、多国間交渉と二国間交渉の双方における野心的なプログラムが必要だとしている。

(1) 多角的貿易体制の再活性化

今後も、多角的貿易体制が EU の貿易政策の基盤となる。WTO 規則がその土台となるが、ドーハ・ラウンドの失敗に加え、WTO 加盟国の関心も薄れ、過去 20 年間、大きな変更はなかった。EU は、WTO を通商交渉の中心的な舞台として復活させるため、あらゆる取り組みを行うべきだ。ほぼ全世界に適用される規則の整備は、全員を利するものであり、逆に、WTO 交渉の停滞は途上国や、二国間もしくは地域レベルでの協議に積極的でない国々にとって不利になると考えられるからだ。

■WTO における進展の実現

WTO が地位を回復するには、ドーハ・ラウンド交渉の失敗を踏まえて、新たなスタートを切る必要がある。2015 年 12 月にナイロビで開かれる第 10 回 WTO 閣僚会議が、その試金石となるだろう。ドーハ・ラウンド妥結の最後の試みとなった、2008 年の交渉条件にはもはや見切りをつけて、新たな土台に基づく交渉を開始する必要がある。EU は、WTO 交渉の再活性化に向けて積極的な役割を演じる準備を整えているが、これは EU が独力で成し遂げられることではない。

ナイロビの第 10 回 WTO 閣僚会議では、EU は次の 3 点の取り組みを通じて、WTO の再活性化を図る。

- 第 1 に、知的財産権から、関税、デジタル製品、規制にまで至る、幅広い世界貿易のルールの策定と執行の中心的な役割を、WTO に委ねること。近年、世界貿易の変化に対応するために、二国間あるいは地域レベルで新たなルールを取り決める傾向が目立つ。しかし、WTO の枠外で多数のルールができると、貿易は複雑化し、特に中小企業への打撃となる。また、グローバル・バリューチェーンの発展に伴い、WTO による包括的ルールの制定は、従来にも増して重要になっている。
- 第 2 に、過去の経験を踏まえ、交渉においては、特定の問題を個別に協議し、着実に成果を上げるアプローチを採用すること。様々な問題をまとめて交渉すると、全ての問題について包括的な合意が成立するまで、特定の問題についても合意できないままになってしまうためだ。ナイロビ閣僚会議以降は、問題を個別に検討することで、新分野の交渉に着手し、すでにコンセンサスが成立した分野におけるさらなる進展が可能になると期待される。また、FTA の枠組みで導入されたルールなどを対象とする、情報交換や政策監視における WTO の役割の強化も検討に値する。
- 第 3 に、特定の問題については、WTO の一部の加盟国で交渉を進めること。関心のある他の加盟国には、後から交渉に参加する可能性を残しつつ、WTO の複数の加盟国で合意

を成立させることができる。現在、こうした合意は WTO の枠外で交渉されているが、この方法を採用することで、合意を WTO の枠内に繋ぎ止めることが可能になる。

この 3 点の取り組みにより、WTO 交渉を活性化することは、小国や貧困国にとっても利益になる。また、WTO がデジタル経済や、重要性を増すサービス分野、輸出規制、原産地規則など、世界貿易の新たな課題に挑む上でも有益だろう。

しかし、WTO 交渉が行き詰まった最大の原因は、新興国の台頭という経済的現実の変化に WTO 体制が適応できず、主要新興国による多角的貿易体制への貢献と利益の間に不均衡が生じた点にある。この不均衡は、ドーハ・ラウンドの初期と比べて一層顕著になった。そのため、WTO 交渉を進展させるには、先進国と新興国のバランスを考えなおすことがカギとなる。これは、政治的に微妙な問題であり、現状では解決に向けた大きな動きはないが、不可避な課題である。

II. 新貿易・投資戦略における主要テーマに関する議論

1. 自由貿易協定 (FTA)

(1) 通商協定の適用・執行と、中小企業・労働者

■通商協定の適用の改善

EU はすでに多数の FTA を締結しているが、FTA の効果的な適用も重要な課題だ。FTA を締結するだけでは不十分なことは、EU・韓国 FTA が示している。同 FTA の暫定適用開始からの 1 年間で、EU からの無関税の輸出は、全体の約 40%に過ぎなかった。現在、この割合は EU 全体で 3 分の 2 程度まで改善しているが、加盟国により 40~80%までばらつきがある。一方、韓国からの無関税の輸出は約 80%に上り、FTA の効果的な適用にはまだ課題が残っている。

欧州委員会は FTA の適用改善に向けて次の方針をとる。

- 原産地規則の簡素化と一貫性を改善するとともに、貿易機会についての情報を中小企業などに分かり易く提供する。
- 税関当局間の協力を強化し、EU の関税法で定められた税関手続きの簡素化を、加盟国で確実に適用する。電子決済など、効率的な電子システムの活用に向けて加盟国と協力する。
- FTA の適用に向けて、加盟国や欧州議会、利害関係者との協力強化を提案する。
- 主要な FTA の実施状況について年次報告書を作成し、より踏み込んだ分析を行う。

■EU の権利の執行強化

EU は、相手国が FTA を確実に順守するようにしなければならない。また、全ての加盟国が、FTA の恩恵を享受できるようにしなければならない。これは、農業など、EU がすでに単一市場を実現している産業に特に当てはまる。相手国が、市場アクセスなどに不当な障壁を設ける場合は、欧州委員会と加盟国、EU の産業界が緊密に協調して取り組む必要がある。あらゆる外交手段を用いて解決できない場合は、WTO などの紛争解決手続きや、最近の FTA に盛り込まれた、非関税障壁を解決するための調停メカニズムを利用する。アンチダンピング措置や反補助金措置では、断固として譲歩しない対応が必要だ。

■労働者の適応支援

貿易には雇用創出効果もあるが、自由化と競争の激化により、特定の地域や産業における雇用に悪影響が及ぶ可能性もある。貿易による影響を管理し、利益を公平に配分し、悪影響を緩和することが重要だ。EU と加盟国には、失職した労働者が再就職できるよう、積極的な労働市場政策を行う責任がある。欧州委員会は、持続可能な雇用の創出に向けた、雇用・成長戦略を進めており、教育政策がその柱となる。また、経済のグローバル化に伴う競争激化に起因する失業に対処するための「欧州グローバル化調整基金（EGF）」も、失業対策の手段となる。

(2) 二国間・地域間協定の開かれたアプローチ

EU は、WTO を中心とする多角的貿易体制の再活性化という課題に留意しつつ、二国間協定と地域間協定の交渉を進める必要がある。FTA はグローバルな貿易自由化のモデルケースともなり得る。EU は二国間交渉で達成した解決方法に依拠して、WTO 規則の欠落を埋める提案を行い、貿易規則の断片化を解消すべきだ。そのため、EU は、FTA に関心を持つ締結国以外の第三国が、貿易自由化の水準を受け入れることを条件に、当該 FTA に将来的に参加できるような適切な仕組みを協定に組み込むべきだ。

実際に、EU は複数の有志国で進めている TiSA 交渉の初期から、WTO のサービス貿易に関する一般協定（GATS）をベースとし、参加を希望する全ての WTO 加盟国に開かれたものとするよう、主張し続けている。また、2012 年に締結した、コロンビアとペルーとの FTA についても、2014 年 7 月にエクアドルが参加することが決まっている。米国との TTIP についても、すでに数カ国が参加に関心を示しており、EU や米国と密接な関係にある国であり、協定を順守できるならば、参加させることを検討すべきだろう。グローバル・バリューチェーンで重要な役割を果たしているアジア大洋州においても、同様のアプローチを採用しうる。

EU はまた、複数の FTA の間の相互運用性を高めるために、原産地の累積を容易にする措置を適用している。通常であれば、FTA によってある製品に対する EU の関税を免税するためには、その付加価値の一定比率以上、または主要生産段階が FTA の締結相手国で行われることが条件となる。一方、原産地の累積が認められる場合は、EU と FTA を結んでいる他国から材料や部品を調達すれば、EU 関税を免税できる。例えば、EU と欧州自由貿易連合（EFTA）、地中海沿岸諸国を対象とする「汎欧州地中海原産地累積制度」では、累積に関する同一の原産地規則を持つことを条件に、域内複数国の原産品を累積することができる。原産地累積制度により、二国間の FTA による、複数国にまたがる生産プロセスの断片化が緩和される。

(3) 二国間関係の前進

二国間の協議は次の原則に基づいて行う。

- EU の貿易政策は、雇用と経済成長を重視しており、今後も、経済が二国間交渉を開始する際の優先的基準となる。ただし、相手国の準備の度合いや政治的状況も考慮する。
- FTA は、高水準の目標に基づいて、相互に実質的な市場開放を行うものでなければならない。そのためには、障壁の包括的な撤廃と、効果的な適用と執行に取り組む必要があり、撤廃した障壁を別の新たな障壁で置き換えるようなことがあってはならない。ただし、FTA 交渉では、相手国の経済的現実に配慮し、柔軟なアプローチをとる必要がある。
- 将来的に EU は、新興国に対する多国間、二国間、および片務的レベルでの関係構築の方法について、これまでの一貫したアプローチを見直し、改善する必要がある。GSP 受益国から「卒業」し、EU と二国間協定を締結する可能性がある国については、特に留意する必要がある。

■カナダ、米国との交渉の成果

○カナダとの包括的経済・貿易協定 (CETA)

カナダとの包括的経済・貿易協定 (CETA) は、EU がこれまでに合意した通商協定の中で、最も包括的なものだ。貿易と投資の野心的な自由化が盛り込まれており、EU の企業や消費者に経済的機会と、EU 標準の普及促進が期待される。公共調達や地理的表示で、カナダ側が大きく踏み込んだ合意に応じた点が評価される。

欧州委員会は 2016 年中のできるだけ早期に、閣僚理事会と欧州議会に CETA の承認を求める予定だ。

○米国との包括的な貿易投資協定 (TTIP)

TTIP は EU にとって、最も野心的かつ戦略的な通商交渉だ。米国は EU にとって、最も重要な政治的同盟国であり、最大の輸出先だ。TTIP は、貿易のグローバルルールの実質的なモデルケースとなることが予想される。2013 年 7 月以来の交渉を通じて、次のようなバランスのとれた協定の輪郭が浮かび上がりつつある。

- CETA に準じる、野心的かつバランスのとれた市場アクセス。
- 両国における保護水準と規制の独立性を尊重しつつ、規制協力に関する新たなアプローチと、重要産業における規制の具体的成果の実現に取り組む。
- 国際貿易ルールの近代化。これには、持続可能な開発や、腐敗対策、貿易に関連するエネルギーおよび原材料の問題、投資なども含まれる。

現欧州委員会は、最優先課題の一つとして、TTIP の締結を目指している。

■アジア大洋州地域での戦略的取り組み

○日本

日本との経済連携協定（EPA）締結は EU にとり戦略的な優先事項である。同 EPA は、単に日本と EU の間の貿易と投資の拡大につながるだけでなく、経済の統合促進、両国の企業間の協力の緊密化、国際的な規制・標準化団体間における協力の強化にもつながると期待される。

○中国

EU は中国との互恵的な関係の構築に向けて、関係の深化とリバランスに取り組んでいる。現在交渉中の二国間投資協定が、この目標の達成に向けた最優先事項となっている。投資協定の締結は、中国の国内改革の支援と、EFSI への中国の参加、中国政府が推進する「一帯一路」構想への EU の参加につながると期待される。また、投資協定の締結は、世界最高水準の地理的表示（GI）保護に向けた一歩ともなる。

一方、中国は FTA 締結による EU との関係強化も示唆しているが、EU は、「EU・中国 2020 年戦略的協力アジェンダ」に定められた条件が整った時点で、交渉に踏み切る方針だ。公平な競争環境を実現するという FTA の目的を鑑み、中国が国内経済の改革を実現できるかどうかも判断の基準となる。

EU と中国は、二国間交渉と並行して、地域および多国間での貿易・投資問題についても対話を強化する必要がある。EU は、中国が多角的貿易体制に加えて、TiSA や情報技術協定（ITA）、政府調達協定（GPA）、EGA などの複数国間（プルリラテラル）の取り組みで、より重要な役割を担うことを促し、支援すべきだ。これにより、中国がこれらの取り組みの強化に貢献し、自由貿易から得た利益に見合った責任を、同国が引き受けることを促すべきだ。

東アジアのサプライチェーンの統合が進む中で、同地域における投資協定の拡大は、EU の投資家にさらなる利益をもたらす。EU は中国と交渉中の投資協定に依拠しつつ、香港や台湾とも投資に関する交渉の開始を検討する方針だ。

○韓国

韓国との FTA は、EU が適用している通商協定の中で、最も野心的なものだ。EU の対アジア関係強化に向けた取り組みに向けた姿勢を示すものであると同時に、急成長する東アジア市場に向け、輸出促進の可能性を切り開いた。しかし、同 FTA を交渉した時期には、欧州委員会には投資保護に関する交渉権限がなかったため、投資保護に関する規定が含まれていないという欠点

がある。また、暫定適用の開始後、改善すべき項目も判明している。これらは同 FTA の改正における課題としたい。

○東南アジア諸国

EU は、シンガポールに次いで、ベトナムとの FTA 交渉でも大筋合意に達した。これら 2 つの FTA は、他の東南アジア諸国との FTA 交渉のモデルとなる。マレーシアとの交渉再開を予定しているほか、タイとも条件が整えば交渉を再開する方針であり、ミャンマーとの投資協定も、妥結に向けて取り組んでいる。フィリピン⁴やインドネシアとの交渉も、タイミングをはかりつつ開始する。

地域レベルでは、東南アジア諸国連合（ASEAN）と近く会合を開き、ASEAN の経済統合の進捗や、EU と ASEAN 加盟国との二国間 FTA の位置づけなどについて共同で検討し、EU と ASEAN という地域間での貿易・投資協定の実現に向けて、二国間 FTA をどのように活用できるかを協議する。

○インド

欧州委員会は、インドと野心的かつ包括的な FTA の交渉を再開する用意ができています。EU とインドが FTA を締結すれば、人口合計 17 億の巨大市場で、新たな貿易機会が創出される。

○オーストラリアとニュージーランド

両国と EU は、多くの問題について共通の価値観や見方を共有しており、近い関係にある。また、両国は、アジア・大洋州地域で重要な役割を担い、多国間交渉でも重要な役割を演じている。EU は両国との経済関係を強化することで、同地域のバリューチェーンとのさらなる統合に向けた足場が得られる。したがって、両国との関係強化は優先課題とみなされるべきだ。なお、欧州委員会は、EU 域内の農業の問題に配慮しつつ、両国との FTA 交渉開始に向けた承認を求める方針だ⁵。

⁴ 2015 年 11 月 16 日に閣僚理事会が交渉開始を承認した。

⁵ 2015 年 10 月 29 日に EU とニュージーランドの首脳間で FTA 交渉開始で合意した。

○イランとペルシャ湾岸諸国

イランの核開発問題に関する合意の成立を受けて、EU は時期を見て、イランの WTO 加盟を通じた貿易関係の強化の可能性を検討する。また、欧州委員会は、湾岸協力会議（GCC）加盟国との FTA 交渉の合意に向けて、交渉を行う用意ができています。

■対アフリカ関係の再定義

アフリカは過去 10 年間に最も成長した地域だが、今後の主要課題は持続可能な成長だ。経済の変革と産業化に向けて、貿易・投資が重要な手段となるが、アフリカ諸国はいまだに高い貿易障壁を設けており、市場は断片化している。地域統合とハブの創設が望まれる。

EU は 2014 年に、西部アフリカと南部アフリカ、東アフリカ共同体の 3 地域の EPA 交渉グループとの EPA 交渉で合意に達した。これにより、EU とアフリカの貿易関係は新段階に入り、将来的な協力強化への道が開かれた。EPA は、アフリカの地域的統合を支援するものでもある。

EPA を完全に履行することが、今後、数年間の対アフリカ関係における主な目標となる。アフリカの開発潜在力を引き出すことも、課題の 1 つだ。EPA は、ビジネス環境をより透明で確かなものにするにはできるが、アフリカ諸国の国内の改革に、多くが左右されることは否めない。EU の開発援助は、アフリカ諸国の開発戦略に沿った形で、アフリカ諸国が EPA から最大限の利益を得られるように、貿易と関連する能力や環境の改善を支援する。

現状における EPA の対象は、ほとんどが商品の貿易だが、段階的にサービスや投資にも拡大することが望ましい。投資の促進と保護は、アフリカの成長を支援する上で、次の重要なステップとなる。

欧州委員会のアフリカに対する方針は次の通り。

- EPA の実施に向けて、実施機関、組織、メカニズムなどを整備し、法制度の改革やガバナンスの改善にも繋げる。
- WTO の「貿易のための援助」（Aft）などを利用しつつ、地域統合と貿易関連能力の向上などを支援する。
- EPA のサービス・投資に関する見直し条項により、EPA を土台とするアフリカ諸国との関係強化を図る。
- アフリカの主要国との二国間投資協定を検討する。その際、経済的基準と、外国投資に関する既存の法的枠組みがベースとなる。
- アフリカ連合（AU）や地域的経済共同体と、投資に関する原則を協議する。

■中南米・カリブ諸国との広汎かつ野心的な取り組み

EU は、中南米・カリブ諸国 33 カ国中の 26 カ国と、すでに特惠貿易協定を締結済みだ。EU 企業の中南米向け投資は、他地域への投資を上回る。カリブ諸国との EPA、ペルーやコロンビア、エクアドル、中米諸国との FTA は、貿易・投資に新たな活力をもたらしており、持続可能な開発や地域統合での協力にも貢献している。

他方、メキシコおよびチリとの FTA は、更新する必要がある。欧州委員会は、CETA や TTIP をモデルとした、新たな FTA の交渉を検討している。

欧州委員会は、南米南部共同市場（メルコスール）との野心的かつ包括的な FTA の交渉も継続する。また中南米の主要国との、投資協定を検討する用意もできている。

■トルコとの緊密な連携

トルコは EU に最も近い新興経済国であり、地域で重要な役割をはたしている。しかし、EU とトルコの貿易・投資関係は最適な状態ではない。両国間の関税同盟は 1995 年に発効したが、工業製品のみを対象としており、紛争解決メカニズムもない。関税同盟を近代化し、サービスや農業、政府調達なども含めた、貿易・投資関係の活性化を図ることが課題となる。

■EU の近隣諸国の安定と繁栄

東欧の旧ソ連圏においては、ウクライナとモルドバ、ジョージアとの高度かつ包括的な自由貿易協定（DCFTA）を含む連合協定（AA）の実施が課題である。

一方、マグレブ地域では、モロッコおよびチュニジアと、DCFTA を締結することが目標となる。

2. 規制協力

(1) 国際的な規制協力の強化

製品やサービスに適用される規制は、地域により大きく異なっている。これは文化的・社会的な背景に加えて、各地域で規制が別々に発展してきた結果でもある。このような規制の断片化は、製造業者に、仕様の変更や重複する認証手続きに伴う負担増をもたらす上、安全性の向上や公共の利益にもつながらない。また、保護主義的な目的で、意図的に異なる規制を導入するケースもある。規制の断片化による負担増は、特に中小企業にとって、市場アクセスの大きな障壁となる。

規制の調和を図るには、二国間交渉が簡単な方法ではあるが、地域レベルあるいは世界レベルでの合意形成の方がインパクトが大きい。国際的な規制協力は、貿易を容易にし、世界標準の水準を高め、規制の効果を強化し、規制当局の資源を有効活用することが可能になる。ただし、各国政府が正当な公共政策の目標を達成する権利を、阻害しないように留意しなければならない。

米国や日本のような、戦略的パートナーとの交渉が進展すれば、自動車に関する国連欧州経済委員会（UNECE）や、医薬品規制調和国際会議（ICH）、衛生植物検疫措置（SPS）関連の国際標準を定める国際食品規格委員会などでの進捗が期待される。

国際標準化機構（ISO）や、国際電気標準会議（IEC）、国際電気通信連合（ITU）のような国際標準化団体の役割も重要だ。また、WTO も、規制分野におけるグッドプラクティスの促進に取り組むことが期待される。

国際的な規制協力の強化について、欧州委員会は次の方針を打ち出した。

- 国際的な交渉において規制問題を優先事項に位置づけ、欧州の高水準の標準を維持しつつ、規制に関する国際会議における協力を推進する。
- 協定や規制協力の執行を通じて、非関税障壁の撤廃に向けた努力を継続する。

(2) グローバル経済における消費者の製品への信頼

貿易障壁の撤廃の利点は、消費者に、より幅広い製品を安価に提供できることだ。新たな通商協定の締結により、こうした利点は一層拡大すると予想される。他方、消費者は製品の安全性を重視し、製造プロセスにおける人権や労働者の権利の侵害、環境への影響などにも高い関心を持っている。

EU 統一市場では、健康や安全性、消費者保護、労働、環境などについて、世界でも最高水準の規制を適用しており、消費者は製品やサービスを安心して購入できる。しかし、グローバル経済では、製品の生産プロセスは開発途上国と先進国にまたがっており、消費者の信頼を確保することは容易ではない。欧州委員会はこの現実に取り組む必要がある。

EU の貿易・投資政策は、企業の社会的責任の促進や、生産プロセス全体を通じたデューデリジェンスを強化することで、消費者の懸念に対応する必要がある。また加盟国政府は、輸入品と国内産品、および、外国と国内からのサービスについて、EU 規則を責任持って執行しなければならない。

こうした状況において、規制協力には、より高い標準の採用を促すという利点がある。パートナー諸国との規制協力を通じて、欧州委員会はアイデアやベストプラクティスを共有し、EU 標

準を奨励することで、世界中の消費者が最高水準の保護を受けられるようにすることができる。通商協定は、こうした対話に政治的な弾みを与える手段ともなる。ただし、規制に関する交渉においては、通常の通商交渉のように、規制を駆け引きの材料としてはならず、一つの規制を受け入れさせるために、別の規制について譲歩するということはあってはならない。

そのため、欧州委員会は、通商協定によって消費者保護や、環境保護、社会的保護、労働者保護などの水準が、現行制度よりも低下することを許容しない。通商協定によって、保護水準が変更される場合は、必ず水準が引き上げられるべきである。

欧州委員会は、EU の貿易・投資政策が消費者の要望に合致するように、消費者団体や専門家、市民社会団体と協力する。また、貿易政策が消費者に及ぼす影響の分析を強化する。

(3) TTIP における規制協力

TTIP は、EU にとって最も野心的かつ戦略的な通商交渉だ。EU は、EU および米国双方における保護水準と規制の独立性を尊重しつつ、規制協力に関する新たなアプローチと、重要産業における規制の具体的成果の実現に取り組む。

3. 中小企業への配慮

中小企業にとって新規市場への参入コストは、大企業よりも負担が大きい。事業所の設立や、製品の適合性評価・認可、業務資格の認定などに必要な費用は名目上は同じでも、中小企業の場合は割り当てられる資源が乏しいだけに、より大きな影響を受ける。そのため、通商協定による野心的な障壁撤廃や規制調和の実現は、特に中小企業に大きな利益をもたらすと考えられる。

市場参入機会に関する情報収集の点でも、大企業は規制条件について法的・経済的なアドバイスを受けやすいが、中小企業にとってはそのハードルも高い。FTA により、例えば、製品規制に関するあらゆる情報を提供する、ワンストップサービス型の政府ウェブサイトを開設するなど、支援が可能になるだろう。

欧州委員会は次の取り組みを行う方針だ。

- あらゆる通商交渉に、中小企業に関する項目を盛り込む。これには、外国市場での製品規制や、FTA が提供する市場参入機会、参入に際して得られる支援などに関する情報を提供するポータルサイトの開設も含まれる。
- 貿易・投資交渉の全ての分野で、中小企業の特特殊性に配慮する。
- 加盟国レベルの貿易振興策と、中小企業の国際化に向けた取り組みの連携を強化する。
- 特定の市場において中小企業が直面している障壁を定期的に調査し、中小企業を代表する団体との協力を強化し、中小企業のニーズに関する理解を深める。

4. 投資への新たなアプローチの推進（投資家対国家の紛争解決）

投資振興は欧州委員会の経済政策の優先事項だが、投資の保護と仲裁について、EU とそのパートナー諸国の双方において、公平性や国の規制権限を維持する必要性をめぐる激しい論議が、特に TTIP 交渉をめぐる展開されている。

過去 50 年間に、投資の保護と促進を目的として結ばれた二国間投資協定の数は、全世界で 3,200 に達しており、EU 加盟国はこのうちの 1,400 の協定に関与している。

現在の論議では、これらの協定の多くに共通する規定が乱用されるリスクや、仲裁の透明性や独立性の欠如に焦点があたっている。改革の必要性については、国際的な合意が成立しており、2015 年に国連貿易開発会議（UNCTAD）が発表した報告書も、実質的に世界の全ての国が、世界的な投資制度に本格的に参加しているにも関わらず、満足している国はないと強調した。「制度を改革すべきか」ではなく、「どのように改革すべきか」という点が現在の課題となっている。現状維持は考えられないが、外国投資家に対する不当な扱いや、知的財産権の侵害などが未だに問題となっていることから、投資保護という基本的な目標は有効だ。

EU は世界的投資制度の創設者であると同時に、主要当事者でもあり、その改革の主導者として適役であるだけでなく、特別な責任も負っている。EU 加盟国はリスボン条約により投資保護に関する交渉権限を EU に委譲している。欧州委員会はこの新たな責任を全うすべく、世界的な投資制度の改革を優先事項とし、これを主導する意向だ。特に、TTIP 交渉の枠組みにおいて、すでに制度の改革に着手している。

欧州委員会の方針は次の通り。

- まず、二国間合意に新たな条項を導入して、国の規制権限を強調する。さらに、二国間合意を通じて、従来型の投資家対国家の紛争解決（ISDS）メカニズムを、公的な投資裁判所制度へと変革する。この制度は、通常の裁判制度と同様に、第一審裁判所と控訴裁判所で構成され、利益相反を回避するための行動規範を定め、国際司法裁判所や WTO

上級委員会など、常設の国際法廷の裁判官に匹敵する、高度な専門・法的な資格を持つ独立の裁判官が常駐する法廷となる。

- これと並行して、常設の国際投資裁判所の完全な整備に向けて、パートナー諸国との合意形成を図る。
- より長期的な方針としては、WTO の枠内に投資ルールを組み込むことを支援する。これにより、現在は多数の二国間協定により定められ、複雑化した投資ルールを簡素化し、近代化して、より明確で妥当、かつ、包括的な制度に整備することができる。
- 現欧州委員会の任期が終了する前（2019 年 11 月）に、当分野における進展を総括し、欧州委員会が 2010 年 7 月 7 日に発表した、国際投資に関する政策指針「欧州の包括的な国際投資政策に向けて」⁶を再検討して、今後とるべき方針を定める。

5. 食品安全・検疫基準（衛生植物検疫措置）

グローバル化に伴い、バリューチェーンにおける EU の地位の維持が課題となった。この課題に対処するためには、貿易政策を通じて、サービスや研究、デザイン、マーケティング、組み立て、流通、メンテナンスなど、EU 企業のあらゆる経済活動を支援しなければならない。

こうした現実に適応するために、EU の貿易政策はすでに従来の関税障壁撤廃をめぐる論議を超えて、政府調達や競争などの問題を含む、より総合的なアプローチを採っている。衛生植物検疫措置もこうした枠組みの中で扱われている。

⁶ "Towards a comprehensive European international investment policy,"

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2011/may/tradoc_147884.pdf

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20150114>

EUの新貿易・投資戦略「万人のための貿易」の概要

2015年12月発行

独立行政法人 日本貿易振興機構
東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル私書箱528号

〒107-6006 電話(03)3582-5569 海外調査部 欧州ロシア CIS課